

# 環境保全型農業直接支払交付金

もうかるブランド推進課

# 環境保全型農業直接支払交付金について

## もうかるブランド推進課

### 1 環境保全型農業直接支払交付金とは

農業分野において地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献するため、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、直接的な支援を行うものであり、平成23年度に制度が開始された。

平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として改正され、地域でまとまりをもった面的取り組みに繋がるよう、支援対象が「農業者個人の取組」から「農業者の組織する団体の取組」に見直された。

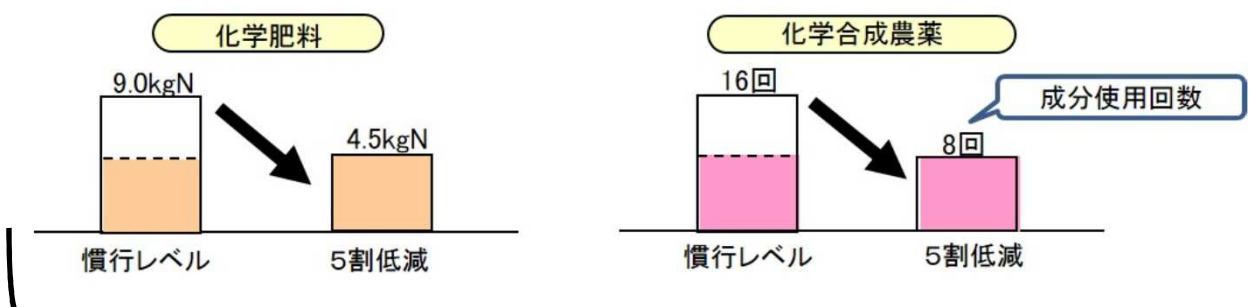
また、平成30年度からは、取組要件が「エコファーマー等」から「国際水準GAPを実施している」ことに変更された。

令和2年度からは第2期対策となり、制度の見直しにあたり取組ごとの交付額が見直された結果、支援対象取組及び交付単価が次表のとおりとなった。

以上から現在では、適正な生産工程管理がなされ、さらに環境にやさしい農業が拡大するよう取組推進を行っている。

### 2 支援概要

国際水準GAPを実施し、化学肥料・化学合成農薬の使用を県慣行レベルから5割以上低減する取組と合わせて行う、下表の取組が支援対象。



GAPの取組



下表の取組

支援対象の取組	交付単価 (10aあたり 最大/円)
有機農業	12,000
このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算	14,000
うち、そば等雑穀・飼料作物	3,000
堆肥の施用	4,400
カバークロープ	6,000
リビングマルチ	5,400
うち小麦・大麦等	3,200

支援対象の取組	交付単価 (10aあたり 最大/円)
草生栽培	5,000
不耕起播種	3,000
長期中干し	800
秋耕	800
冬期湛水（地域特認）	8,000

### 3 交付状況

項目	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(見込み)	点検
実施市町村数	13	13	14	12	11	13	12	<p>環境保全型農業の取組面積は、平成27年度から29年度までの3年間で約1.5倍に拡大した。しかし、平成30年度から元年度までは交付要件の変更(GAPの取組の要件化)や国予算の不足により、満額交付ができない可能性があること等が影響し、取組の減少傾向が続いた。</p> <p>令和2年度からの第2期対策では、特に有機農業において交付単価が増額される等した影響で、県下の実施面積は146haにまで回復し、今年度も151haまで拡大する見込み。</p> <p>交付金交付額についても、今年度は第1期対策におけるピーク時の11,463千円(平成29年度)の約1.5倍である16,677千円となる見込みである。</p>
実施件数	43	42	43	35	29	41	40	
交付額計(千円)	9,395	11,075	11,463	9,269	8,668	16,066	16,677	
実施面積計(ha)	119	152	177	119	112	146	151	

#### 令和3年度 実施見込面積上位市町村

順位	市町村名	面積(ha・予定)	主たる取組	平成30年度順位	令和元年度順位	令和2年度順位	点検
1	小松島市	40	有機農業	小松島市	小松島市	小松島市	<p>令和3年度の実施面積は、水稻作の有機農業を主に実施している小松島市と阿南市で多く、合わせると県内全体の取組面積の半数以上を占めている。</p> <p>阿南市に次ぐ鳴門市はレンコン作の冬期湛水及び水稻作の有機農業が主な取り組みである。</p>
2	阿南市	39	有機農業	鳴門市	阿南市	阿南市	
3	鳴門市	20	冬期湛水・有機農業	阿南市	鳴門市	鳴門市	

#### 令和3年度 交付見込額上位市町村

順位	市町村名	交付額(千円・予定)	主たる取組	平成30年度順位	令和元年度順位	令和2年度順位	点検
1	阿南市	4,786	有機農業	小松島市	小松島市	小松島市	<p>交付額においても、有機農業を主たる取組としている小松島市と阿南市で特に多い結果となった。</p> <p>全体の取組面積は小松島市が最も大きいものの、阿南市は有機農業における加算措置の取組面積が大きいこと、全体の交付額が小松島市を上回る事となった。</p> <p>小松島市に次いで取組面積と同様鳴門市の交付額が大きく、平成30年度から上位を占めるのは以上の3市となっている。</p>
2	小松島市	4,698	有機農業	阿南市	阿南市	阿南市	
3	鳴門市	1,877	冬期湛水・有機農業	鳴門市	鳴門市	鳴門市	

#### 4 各取組の状況

取組内容	項目	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度 (見込み)	点検	令和3年度 上位取組 市町村
カバークロップ	実施件数	6	6	8	6	7	6	6	水稲作におけるカバークロップの取組については、平成27年度から平成29年度の3年間で1.5倍に拡大した。平成30年度には微減したものの、令和元年度からは拡大傾向が続いており、令和3年度は面積・交付額ともに最大となる見込みである。	1 吉野川市
	実施面積(ha)	8	9	12	8	11	14	15		2 徳島市
	交付額(千円)	606	743	867	658	919	835	926		3 石井町
堆肥の施用	実施件数	1	1	2	0	1	1	0	堆肥の施用については、元来、この条件のみで環境直払を受ける生産者が少なく、本年度取組がなくなったのは、有機農業等の環境保全効果が高い取組に移行したことが要因である。	1 -
	実施面積(ha)	4	8	27	0	1	1	0		2 -
	交付額(千円)	154	345	1,160	0	27	28	0		3 -
秋耕	実施件数	-	-	-	-	-	2	2	令和2年度から新たに追加された取組である秋耕については、昨年度と同様2件の取組があった。	1 石井町
	実施面積(ha)	-	-	-	-	-	1	2		2 小松島市
	交付額(千円)	-	-	-	-	-	8	13		3 -
有機農業	実施件数	36	32	34	29	23	34	33	有機農業の取組については、水稲のほか、野菜類や果樹で行われている。平成27年度から平成29年度までは順調に拡大、平成30年度から令和元年にかけて減少したものの、令和2年度からは面積が拡大し、令和3年度は面積・交付額ともに最大となる見込みである。	1 小松島市
	実施面積(ha)	88	99	109	97	87	117	122		2 阿南市
	交付額(千円)	7,001	7,608	7,850	7,745	6,993	14,139	14,824		3 石井町
地域特認取組 (冬期湛水)	実施件数	12	11	10	4	2	2	2	地域特認である冬期湛水の取組はレンコン作において行われている。取組面積は平成30年度以降、要件の厳格化により減少している。	1 鳴門市
	実施面積(ha)	20	36	28	14	13	14	12		2 -
	交付額(千円)	1,634	2,379	1,586	866	529	1,056	915		3 -

## 5 取組に関する課題や今後の取組方向等

### (1) 環境保全型農業に関する基本的な考え方

環境保全型農業直接支払交付金は、地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献するため、環境保全の効果の高い営農に取り組む農業者を直接的に支援するものである。

徳島県では、『『未知への挑戦』とくしま行動計画』で、エシカル農産物(エコ農産物, GAP農産物, 有機農産物)の生産面積を、令和4年度には2,122haまで拡大することを目標とし、その中でも特に「有機及び特別栽培の栽培面積」は200haまでに拡大することとしている(令和3年3月時点:エシカル農業取組面積1,711ha、有機及び特別栽培面積172ha)。

さらに、令和3年4月に策定した「徳島県エシカル農業推進計画」でも、生産者への技術支援や多様な団体との連携により、令和6年度末の「エシカル農業取組面積」を2,250ha(令和2年3月の1.4倍以上)に、また、「有機及び特別栽培の栽培面積」は204ha(令和2年3月の1.2倍以上)までに拡大する目標を掲げている。

### (2) 課題と今後の取組方向(推進・拡大のために必要な取組等)

環境保全型農業直接支払交付金は、令和2年度からの第2期対策にあたり、有機農業の交付単価が増額されるなど制度の見直しが行われ、取組面積は大きく回復した。一方、昨年5月国において策定された「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに①化学農薬の使用量を50%低減 ②化学肥料の使用量を30%低減 ③耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大 といった非常に意欲的な目標が設定された。このことから、本交付金においても、次年度から新たに「取組拡大加算」が新設される予定である。これは、本交付金を受給している農業者団体が、新たに有機農業に取り組む団体内の農業者に対して行う技術指導や助言等の活動に対する支援であり、有機農業の面的な取組拡大を図ることを目的としている。

本県としては、今後とも市町村と連携し、農業者に十分な制度の周知やフォローアップを行うことで一層の活用推進を図る。また、併せてみどりの食料システム戦略推進交付金等の関係事業についても積極的な活用推進を図り、生産者への支援を行う。更に、消費者に対しては、環境保全型農業で生産された農産物の購入拡大に資するイベント開催などのPR活動を行う。

## 6. 生物多様性保全効果の調査

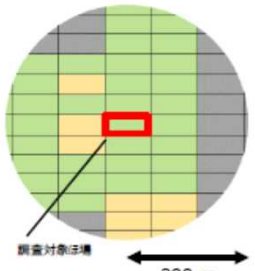
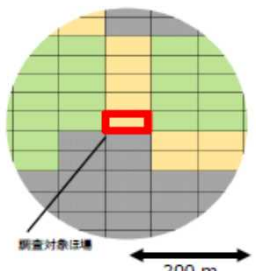
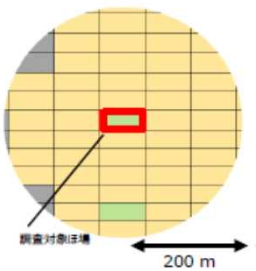
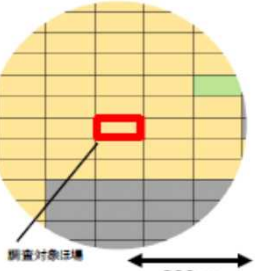
### 1. 調査概要

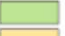


国の本事業の評価にあたり、令和3年度に生物多様性保全効果の調査が求められた。これを受け、徳島県では本交付金事業における水稻の有機農業の取組圃場を対象に、生物多様性保全効果の調査を実施した。

### 2. 調査対象圃場

- ・ 環境保全型農業の水田が面的にまとまっている地域：  
取組実施圃場2圃場、慣行栽培圃場2圃場
- ・ 環境保全型農業の水田の面的なまとまりが少ない地域：  
取組実施圃場2圃場、慣行栽培圃場2圃場

合計8圃場(水稻圃場)

環境保全型農業(水稻)が面的にまとまっている地域		環境保全型農業(水稻)の面的なまとまりが少ない地域	
取組実施圃場 2圃場	慣行栽培圃場 2圃場	取組実施圃場 2圃場	慣行栽培圃場 2圃場
(参考：調査ほ場のイメージ)	(参考：調査ほ場のイメージ)	(参考：調査ほ場のイメージ)	(参考調査ほ場のイメージ)
			
調査対象ほ場 200 m	調査対象ほ場 200 m	調査対象ほ場 200 m	調査対象ほ場 200 m

	環境支払取組畑地
	環境支払未実施畑地
	畑地以外 (水田、果樹園、森林、宅地等)

### 3. 調査手法及び調査時期

「鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル」による指標生物の調査

- ・ サギ類 ⇒ 個体数を目視により計測(6~7月)
- ・ アシナガグモ類 ⇒ 捕虫網で採集し、計測(7月(出穂前))
- ・ 指標植物 ⇒ 本田・畦畔において出現の有無を確認(6~7月)  
(指標植物:ウキクサ類, ムラサキゴケ, ジシバリ類, ミゾソバ, チドメグサ類, ヨモギ類)

<調査の様子>



サギ類調査



アシナガグモ類調査



指標植物調査

#### 4. 評価方法

調査結果をもとにスコアを算出

指標生物	スコア(徳島県の水稲の場合)		
	0点	1点	2点
サギ類	1羽未満	1~2羽	3羽以上
アシナガ グモ類	3匹未満	3~8匹	9匹以上
指標生物	2種未満	2種	3種以上

※絶滅危惧種による加点あり

スコアの合計値

5点以上 : S(生物多様性が非常に高い)

3~4点 : A(生物多様性が高い)

1~2点 : B(生物多様性がやや低い)

0点 : C(生物多様性が低い)

#### 5. 調査結果

調査対象圃場		調査結果			
環境保全型農業が 面的にまとまっている 地域	取組実施圃場	平均スコア	4	評価	A
	慣行圃場	平均スコア	1.5	評価	B
環境保全型農業の 面的なまとまりが 少ない地域	取組実施圃場	平均スコア	3	評価	A
	慣行圃場	平均スコア	2	評価	B

#### 6. 評価

生物多様性保全効果については、水稲における「有機農業」の取組でマニュアルに基づく調査を行ったところ、取組実施圃場において全体的に対照区(慣行栽培)よりもスコアが高く、また評価はAであり、「生物多様性保全効果が高い」という結果となった。